

## 第5次変更における主な変更点

### 1. 山梨英和大学周辺地区景観計画の追加

山梨英和大学周辺地区景観計画は、地区の特性に応じた、きめ細やかな規制・誘導を図るための計画であり、地区住民との協働により取り組んだワークショップ等の活動に基づき作成したものである。

当該計画には、山梨英和大学周辺地区景観形成基準を定め、一定規模を超える行為を届出対象とし、届出の内容について、甲府市全域における景観形成基準と併せ、指導・助言を行うものとする。

追加箇所 P 1 3 5～P 1 3 8

なお、太陽光発電設備等設置に伴う届出及び山梨英和大学周辺地区景観計画の追加に伴い、これまで地区内において届出を要していた対象及び規模を、次のとおり変更、追加する。

変更箇所 P 1 3

#### ◎建築物を新築等する場合

山梨英和大学周辺地区

変更前：高さ 20m又は建築面積 1,500 m<sup>2</sup>を超えるもの（市街化区域内）

高さ 15m又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの（市街化区域外）



変更後：高さ 10m又は建築面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもの

#### ◎工作物（②垣、さく、塀の類）を新築等する場合

山梨英和大学周辺地区

変更前：高さ 3mを超えるもの



変更後：高さ 1.2mを超えるもの

#### ◎工作物（⑤太陽光・風力発電設備の類）を新築等する場合

中道地区、武田神社及び山梨大学周辺地区、山梨英和大学周辺地区

変更前：高さ 15m又はパネルの合計面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの



変更後：高さ 15m又はパネルの合計面積 500 m<sup>2</sup>を超えるもの